

【答申の概要】 諮問第219号 特定年度に特定職員が作成した全ての電磁的記録についての開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求

件名	特定年度に特定職員が作成した全ての電磁的記録についての開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	臨床実習事故等報告書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	平成31年1月25日
主な論点	特定個人に係る情報を求める開示請求を部分開示決定とした決定の妥当正

審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求に対し、静岡県教育委員会が、別記2に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定は、結論において妥当である。

審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求に係る公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄には、実施機関が公文書を特定する契機となるような具体的な事業や事務の内容についての記載はないが、対象となる年度、作成者及び記録媒体の種別に加え、「印刷された文書では発見できなかったものを探すため」という請求目的が記載されている。

本件開示請求の経緯に係る実施機関の主張も踏まえると、審査請求人は、自らが在籍していた県立〇〇特別支援学校のできごとに関して、本件開示請求までに行われた審査請求人と実施機関との間でのやりとりでは取得できなかった公文書の開示を求めているものと解される。

また、本件開示請求に対し、実施機関が、本件対象公文書を特定し、当事者である生徒の氏名及び臨床実習事故発生日時を非開示とした本件処分を行ったところ、審査請求人は、当該事故の後に審査請求人自らが当該事故の関係者から聞き取った内容を県立〇〇特別支援学校に報告した際の資料が特定されていないことや、県立〇〇特別支援学校に提出した審査請求人自身の診断書の写しが電磁的記録としても存在しないことがおかしいとの理由により、審査請求を提起している。

したがって、本件開示請求は、審査請求人が在籍していた特定年度の県立〇〇特別支援学校のできごとに関して特定の職員が作成した公文書（電磁的記録）のうち、審査請求人自身が関係しているものであって、本件開示請求までに行われた審査請求人と実施機関との間でのやりとりでは取得できなかったものの開示を求めているものと認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

本件開示請求は、県立〇〇特別支援学校に在籍していた特定の個人である審査請求人の情報が記載された公文書の開示を求めるものであり、対象となる公文書の存否を答えることは、審査請求人が県立〇〇特別支援学校に在籍していた事実の有無等（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果になるものと認められる。

本件存否情報は、当該特定個人に関する条例第7条第2号本文前段に規定する情報であって、同号ただし書きアからウまでに該当する事情も認められない。

よって、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の非開示情報を明らかにする結果になると認められることから、本件開示請求については、本来は、条例第10条により存否応答拒否すべきであった。

しかし、本件処分において本件開示請求に係る公文書があることを明らかにしてしまっており、

これを取り消して改めて条例第 10 条による存否応答拒否を行う意義は乏しい。

したがって、本件開示請求に対し、別記 2 の文書を特定した上でその一部を開示しないこととした決定については、結論において妥当といわざるを得ない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

別記 1 開示請求の内容

平成 24 年度に、県立〇〇特別支援学校の H 部主事、A 副校長、B 校長が作成した電子データの全て（訂正したものについては、訂正前と訂正後）目的は、印刷された文書では発見できなかったものを探するためである。

別記 2 （略）

別記 3 審査請求の理由として記載された文書

- (1) 平成 24 年 10 月 18 日付け△△医院の不眠症に係る診断書の写しの電子データ
- (2) 臨床実習事故等報告書の内容について、マッサージを受けた外国人より審査請求人が聞き取りした事柄を県立〇〇特別支援学校へ報告した内容に係る資料の電子データ

別記 4 （略）